

1. 目的と方法

(1) 改定の目的

都市計画マスタープラン改定の目的は、社会経済情勢や上位関連計画に合わせた都市づくり構想（将来目標、将来都市構造）、都市計画部門別の方針、都市づくりの実現化方策を示すことです。

(2) 本計画の位置づけ

大樹町都市計画マスタープランは、「第6期大樹町総合計画」や北海道が策定する「大樹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に即して策定します。また、関連する各種計画との整合性に配慮します。

大樹町都市計画マスタープランの改定後は、これに定められた方針に従い、具体的な個別計画の策定、事業化の検討を行い、都市計画に関する取組を進めていくことになります。

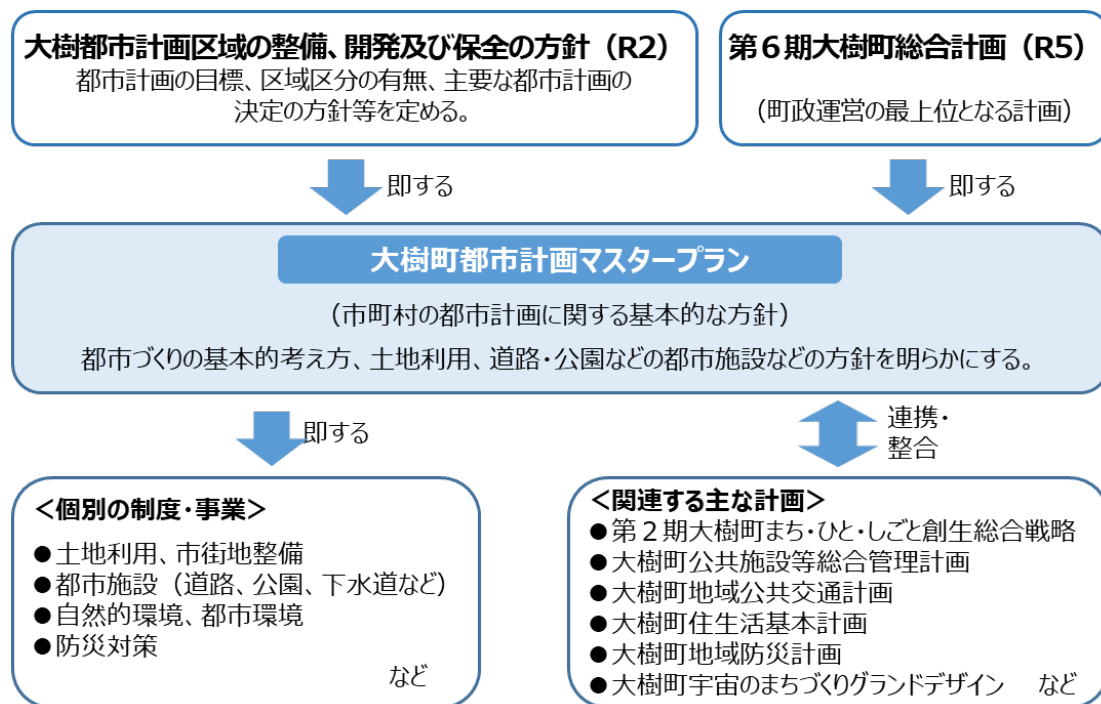


図 本計画の位置づけ

(3) 対象区域

本計画の対象区域は、原則として現在の大樹都市計画区域 1,227ha とします。

(4) 計画期間

本計画は、概ね 20 年後を目標とした都市づくりの将来像、基本方針を定めるため、計画期間を令和6年から令和 25 年とします。本計画は、原則として総合計画の策定（10 年毎）と並行し検証と見直しを行います。必要に応じて、総合計画の実施計画策定（5 年毎）に併せて中間での検証や部分的な見直しを行うこととします。

2. 都市づくりの将来目標と将来都市構造

(1) 都市づくりの目標

大樹町の都市づくりにおいては、いかに都市としての活力を維持できるか（町外からいかに人を呼び込めるか）、と同時にいかに安全に安心して住み続けられる住環境やコミュニティを維持・形成できるか（町民の安全安心生活の確保）が問われています。

今後は、良質な都市環境を大切にしながら発展していくために、多様な交流を促進する「魅力拠点」を創造するとともに、市街地の内部充実を基本としながら、新たな受け皿の確保も目指した「計画的な市街地形成」を目指していきます。

魅力拠点の創造と計画的な市街地形成をめざして

(2) 将来人口

総合計画に即して、令和 15 年度の目標人口を 5,200 人とします。

(3) 将来都市構造

① 将来市街地

コンパクトなまちづくりに配慮しつつ、持続可能な都市づくりを目指すうえで、現在の用途地域の範囲を維持することを基本としますが、事業拡大に伴う工業用地の拡大及び近年の世帯増・転入超過傾向を踏まえた住宅地の拡大を検討し、市街地の連続性や交通ネットワークなど、様々な都市機能との調和を踏まえた将来市街地を想定します。

② ゾーン、拠点形成

① まちなか住まいゾーン	まちの中心の商業機能や役場などの行政機能、福祉機能などの立地や集積があり、歩いて生活できる利便性の高い地域を対象に土地利用の検討を進め、その中においても特に住宅確保要配慮者をはじめとする高齢者・障がい者の住宅供給促進地域を「まちなか住まいゾーン」と位置づけます。
② にぎわい・ふれあいゾーン	次の3つの拠点で構成される大樹町の「南の顔」となるゾーンであり、今後、にぎわいや町内外のふれあいを創出していきます。
中心市街地 活性化拠点	道の駅「コスモール大樹」を核に、既存商店や飲食店の充実や空き地、空き店舗などの多面的な利活用を図り、ソフト施策とともに一体的な活性化を図ります。
医療・福祉 拠点	現在、国民健康保険病院や特別養護老人ホーム、高齢者保健福祉推進センターが集積しており、利便性の向上が進んでいます。医療・福祉サービスの拠点地区として、機能の充実・強化を図ります。
子育て支 援・多世代 共生拠点	大樹交通公園周辺は、中心商店街や子育て施設、医療・福祉集積地区に近く、歩いて生活できる利便性が高い地区です。多世代が共生する多様な住宅や子育て、老若男女の居場所づくり等、当該地区にふさわしい機能の導入について検討します。鏡町団地については子育て世帯に配慮した公営住宅の整備も検討します。

③行政・文化・新産業推進ゾーン	次の3つの拠点で構成される大樹町の「北の顔」となるゾーンであり、今後、文化・学習機能や公園の充実を図っていきます。
行政・文化拠点	大樹町役場、小学校、生涯学習センターが立地している地区です。文教地区の魅力アップに向けて、図書館等の整備について方向性を検討します。
リラクゼーション拠点	現在、柏林公園がある地区です。今後は、拡大整備を検討し、町民の憩いの場としての充実を図ります
新産業推進・PR拠点	HOSPO 整備にあたり大樹町への参入希望の受け皿となる用地を確保します。また、宇宙の町の玄関口として観光PR、町民との交流ができる施設の整備などを検討します。

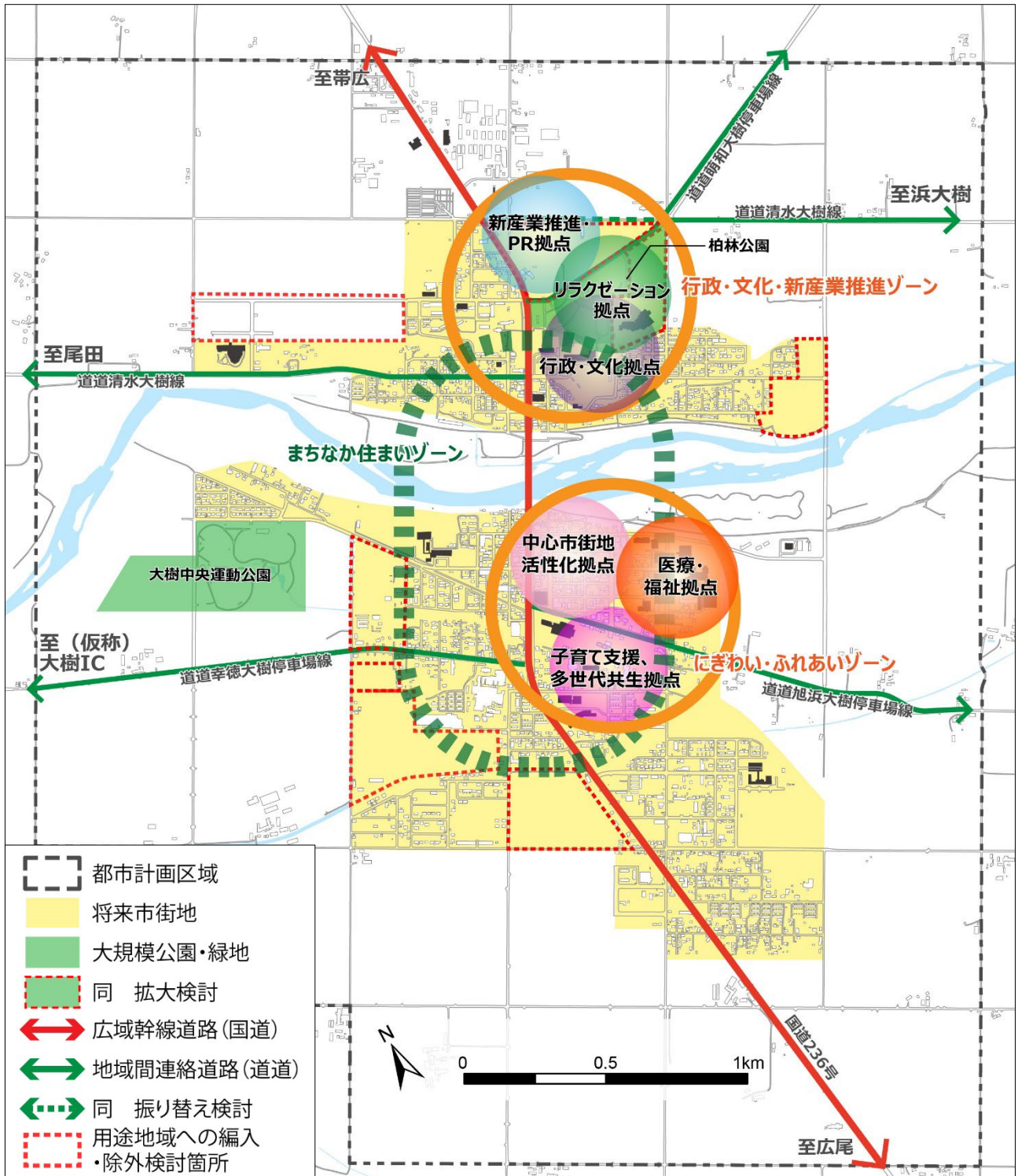


図 将来都市構造図

3. 都市づくりの実現化方策

大樹町が目指す都市づくりは、都市空間づくりのベースとなる都市計画関連施策、それらを他の分野の施策と連携して進めるためのしくみ、さらには、今後の都市づくり重点施策の位置付けによる具体的な事業・施策の推進という、3つの観点からの取り組みにより実現化を図ります。

①都市づくりの実現化手法

- ・都市計画用途地域の見直し
- ・都市計画白地地域の規制方策の検討
- ・都市計画道路、都市計画公園・緑地の整備・見直し
- ・下水道の整備

②都市づくりの仕組み

- ・都市計画マスタープランにもとづく施策などの立案
- ・庁内各課、関係機関との横断的取り組み体制の構築
- ・住民参加や住民との協議・調整体制の充実

③都市づくり重点施策

- (1) 中心市街地の周辺の整備
- (2) 住宅地・工業地の確保
- (3) 公園整備

(1) 中心市街地周辺の整備

①大樹交通公園周辺のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な住宅や子育て、健康医療福祉関連施設など当該地区の位置づけにふさわしい機能の導入について検討します。 ・子どもの居場所づくりの一環として、学童保育所や屋内遊戯施設、あるいは若い人がリフレッシュできる施設等の整備について検討します。
②「道の駅」のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」は既存バス待合所の情報提供機能の強化はもとより、改修、移転、増改築、または他施設との複合化も含めて「幅広い意見を取り入れる」かたちで検討を行います。

(2) 住宅地、工業地の確保

①南町麻友地区	<ul style="list-style-type: none"> ・日方団地の建替え跡地は一般住宅地として整備するため、地区内の道路基盤の改善を図ります。 ・近接する2・2・4まゆう公園と日方団地内の南町児童公園の集約・再配置について、住区基幹公園などの適正配置を踏まえ検討します。
②新規住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙のまちとしての将来像や、高規格道路の延伸等の背景を踏まえ、近年の世帯増に伴う住宅地の新規形成（市街地拡大）を検討します。
③新規工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑町地区の乳製品工場において事業拡大に適應した市街地拡大を検討します。 ・新規企業立地要望に対応できる工業系用地の確保について検討します。
④新産業推進地	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業推進や宇宙のまちをPRしていくビジターセンターなどの交流施設のための用地を確保することを検討します。

(3) 公園整備

①既存公園の再編検討による拡大整備や廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度策定予定の「みどりの基本計画」と整合を図りながら、既存公園の再編検討による拡大整備や廃止、新規整備を検討します。
②まゆう公園と児童遊園の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・まゆう公園と南町児童公園の集約化について検討します。